

令和2年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年9月28日（月）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時32分

【場所】 第4庁舎 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 高橋 美里

委員 石井 孝

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄

教育政策室長 田中 一平

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

総合教育センター所長 市川 洋

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

教育政策室担当課長 二瓶 裕児

教育政策室担当課長 遠藤 英麿

教育政策室指導主事 鈴木 政康

指導課担当課長 濱野 雄功

指導課指導主事 五味 博

庶務課担当係長 伊藤 卓巳

生涯学習推進課長 箱島 弘一

生涯学習推進課担当係長 廣瀬 徳政

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

8月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 4名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.2は、議会の報告案件で、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第32号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、争訟の係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.2につきましては、議会での報告後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と石井委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No.1 学校運営協議会の設置等について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項に入ります。

「報告事項No.1 学校運営協議会の設置等について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【遠藤教育政策室担当課長】

「報告事項No.1 学校運営協議会の設置等について」御報告いたします。

はじめに、学校運営協議会制度につきまして御説明します。お手元にお配りしました「報告事項No.1資料1」の「コミュニティ・スクール・ガイド2020『地域と共に歩む』」をごらんください。

まず、表紙ですが、真ん中の枠内の下段の3行でございますが、学校運営協議会は、地域住民や保護者等が、校長の学校運営のビジョンや学校運営の現状、児童生徒が抱える課題等を的確に把握し、地域住民等の意見を学校運営に反映し、学校が地域と一体となって子ども達を育む「地

域とともにある学校づくり」を実現するための仕組みでございます。

1枚めくっていただき、1ページ、2ページをごらんください。川崎市の学校運営協議会の機能といたしましては、2ページにありますように、「①」～「⑥」までございます。

主な機能といたしまして、「①学校運営の基本方針を承認する」こと、「②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる」こと、「⑤地域住民や保護者との連携・協力の推進のため、積極的な情報提供」をすることなどがございます。

なお、3ページ目から、昨年度設置した2つの中学校区学校運営協議会の取組を含め、各学校運営協議会の取組が載せてありますので、後ほどごらんください。

それでは、「報告事項No.1」の「1」をごらんください。今年度、新たに設置した「学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱・任命」について御説明いたします。昨年度より、規則改正で設置可能になった中学校区学校運営協議会のモデル校拡充により、今年度は、1小1中の中学校区を中心にその周知を図りましたところ、「南生田小学校・南生田中学校」、「はるひ野小学校・はるひ野中学校」、「麻生小学校・麻生中学校」の校長から中学校区学校運営協議会の設置申請並びに、学校運営協議会委員の推薦がございました。

「設置日」「委員数」「委員の任期」は、記載のとおりでございます。

根拠法令等は、「2」にございますように、資料として添付しておりますので、後ほどごらんください。

2ページをごらんください。「南生田中学校区学校運営協議会」の申請理由といたしましては、南生田小学校と南生田中学校が、研究推進校の授業研究等を通して、9年間を見通した教育課程の編成の必要性を感じ、カリキュラムの研究を行っていること、そして、学校が、保護者や地域住民と協力しながら、持続可能な社会を構築していく教育活動の推進をめざしていることが挙げられています。

次に、3ページをごらんください。「南生田中学校区学校運営協議会委員」の構成といたしましては、「地域住民」委員として、各地区の町会役員、民生児童委員、元PTA役員。「保護者」委員として、現PTA会長と副会長。地域との窓口になるコーディネート役の「学校運営に資する活動を行う者」として、元PTA役員。「学識経験者」として、元小学校校長。そして、校長と教職員を加えた19名でございます。

続きまして、4ページをごらんください。「はるひ野中学校区学校運営協議会」の申請理由といたしましては、はるひ野小・中学校が開校以来、合築校舎の「小中連携校」として、教育目標を小・中学校で共有してきたこと、児童生徒が9年間を見通した教育課程と生活環境の中で育っていること、そして、地域を誇りに思い、地域を愛し、地域を支えていく子どもを育成しながら「地域と共にある学校づくり」をめざしていくことが挙げられています。

次に、5ページをごらんください。「はるひ野中学校区学校運営協議会委員」の構成といたしましては、「南生田中学校区」と、ほぼ同様となっております、合計24名でございます。

続きまして、6ページをごらんください。「麻生中学校区学校運営協議会」の申請理由といたしましては、麻生小学校と麻生中学校が、「小中連携校」として、毎年授業研究を行い、情報共有を行ってきたこと、地域の特色を踏まえて、9年間の義務教育でめざす児童生徒像を共有した教育実践ができること、そして、学校と地域が一体となって、児童生徒を取り巻く課題を解決していき、これからの未来を切り開く子どもたちの教育環境を充実していくことが挙げられています。

次に、7ページをごらんください。「麻生中学校区学校運営協議会委員」の構成といたしまして

は、合計21名でございます。

報告は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等はございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

確認なんですけれども、全て1小1中の学校ということで、申請書にも、もうこれを機にというより、以前から、小学校と中学校が研究授業ですとか、様々な取組を一緒にされてきたということで、コミュニティ・スクールを小学校・中学校で一緒にやっていく下地も十分できているところで、改めてコミュニティ・スクールとして立ち上がってやっていただけるといような、そういうことでよろしいでしょうか。

【遠藤教育政策室担当課長】

左様でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

コミュニティ・スクールって、たしか教育委員会の努力義務になったと思うのですが、川崎は170校ぐらいありまして、今はどれぐらいできていて、今後どういう計画をされていく予定なのかということをお教えいただきたいです。

【遠藤教育政策室担当課長】

今年度、先ほど申しあげました、6小中学校を合わせまして、全部で現在21校になっております。来年度以降も、また川崎らしい形で拡充のほうをしていければと考えております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

8 議事事項 I

議案第 3 1 号 令和 3 年度川崎市立高等学校入学定員（案）について

【小田嶋教育長】

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第 3 1 号 令和 3 年度川崎市立高等学校入学定員（案）について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【濱野指導課担当課長】

よろしく申し上げます。

それでは、「議案第 3 1 号 令和 3 年度川崎市立高等学校入学定員（案）」について、御説明いたします。既に令和 3 年度の「川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」につきましても、5 月の教育委員会定例会におきまして議決いただいておりますので、本日は「川崎市立高等学校の令和 3 年度の入学定員」について、お諮りいたします。

議案の説明に入る前に、資料の説明をさせていただきます。1 枚おめくりいただき、別紙の「資料 1」をごらんください。はじめに、県内の「公立中学校卒業予定者数」についてでございますが、上の表の太枠「令和 3 年 3 月」の欄にあるとおり、神奈川県全体では、今年度の公立中学校の卒業生数を、前年度より 2, 0 0 7 人減の 6 万 5, 1 0 8 人と見込んでおります。川崎市内におきましても、前年度より 1 5 3 人減の 9, 6 3 2 人と見込んでおります。今後の公立中学校卒業予定者数につきましても、増加・減少を繰り返すことが見込まれております。下の表をごらんください。「県内公立中学校卒業者の進路状況別進学率」についてでございますが、表の右側の太枠にありますように、全日制への進学者は 6 万 7 5 7 人、進学率は 9 0. 5 % となり、6 年連続で 9 割を超えている状況でございます。

1 枚おめくりいただき、「資料 2」をごらんください。神奈川県における公立高等学校の入学定員計画は、公立高等学校の設置者及び私立高等学校の代表者で構成される「神奈川県公立高等学校設置者会議」において本年 9 月 2 日に策定されました。こちらの「資料 2」は、同会議における資料を基に作成したものでございます。「(1)」にございますとおり「全日制進学率の向上を推進するため、公私各々が自らの責任として実現を目指す定員目標を明確にした上で、その実現に最大限の努力をする」という考えに基づくものでございます。公立高等学校全日制的目標設定にあたりましては、「(3)」にございますとおり「公立中学校卒業予定者の動向に対応できるよう定員枠を確保すること」とし、入学定員目標を 3 万 9, 5 5 0 人程度としたところでございます。これにより、下の表の太枠にありますように、県内公立の進学率は、前年と同程度の約 6 0. 7 % が目標値となります。

1 枚おめくりいただき「資料 3」をごらんください。こちらは、本年 2 月に策定いたしました「市立高等学校改革推進計画第 2 次計画」より抜粋した再編等の方針でございます。図の右端が第 2 次計画での変更点となります。

一番上の川崎高等学校では、中高一貫教育校の特徴の 1 つである「学習指導要領等によらない

特別の教育課程」の編成と、体系的・継続的な学習活動を推進するために、高等学校で実施していた普通科1学級の選抜募集を停止いたします。

2段目の川崎高等学校の二部制定時制におきましては、大幅な定員割れを続けている夜間部と、ニーズの高い昼間部の現状を考慮し、夜間部の2学級募集を停止し、昼間部の募集を2学級から4学級へ拡大いたします。

3段目の幸高等学校におきましては、中学生の普通科志向と専門学科離れを考慮し、普通科の2学級募集を3学級募集に拡大し、ビジネス教養科の4学級募集を3学級募集に変更いたします。

一番下の段でございます高津高等学校定時制におきましては、同様に定時制夜間部の大幅な定員割れを考慮し、3学級募集を2学級募集に変更いたします。

これらを踏まえまして、令和3年度の入学定員につきまして提案させていただきますので、議案書のほうにお戻りください。はじめに、「1 全日制課程」の入学定員についてでございます。川崎高等学校につきましては、普通科を1学級の減、幸高等学校につきましては、普通科を1学級の増、ビジネス教養科を1学級の減とし、全日制全体における入学定員の合計を、前年度から40人減の1,240人といたします。

次に、「2 定時制課程」の入学定員についてでございます。川崎高等学校につきましては、普通科昼間部を2学級の増、普通科夜間部を2学級の減、高津高等学校につきましては、普通科を1学級の減とし、定時制全体における入学定員の合計を、前年度から35人減の350人といたします。

なお、受検生である中学生に対しましては、神奈川県、横浜市、横須賀市において定めた定員も含めて、県内公立高等学校の定員として「志願のてびき」等を利用し、お知らせいたします。

最後に、「参考資料1」といたしまして「令和2年度 川崎市立高等学校 入学者選抜結果」、
「参考資料2」といたしまして「令和3年度 川崎市立高等学校における募集形態」を添付して
ございますので御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

特にございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第31号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第31号は、原案のとおり可決いたします。

【小田嶋教育長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川

崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No.2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No.2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして、御説明申し上げます。こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

「1」をごらんください。「専決処分年月日」は令和2年8月21日、「損害賠償の額」は14万6,300円でございます。

「事件の概要」でございますが、平成31年3月18日、市立小学校の教室内で、放課後の清掃活動中、当該清掃活動を手伝っていた児童が、教員が床に塗布したワックス剥離剤に触れ、負傷したものでございます。

こちらの事件につきましては、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。

なお、この案件につきましては、令和2年第6回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

事件が起きたのが平成31年3月18日ということですが、それは被害に遭った児童の治療が終わったということで、時間がたっていますけれど、それは治療が終わったとか、そういうタイミングで今になったということで、よろしいですか。

【瀬川庶務課担当課長】

経過の御質問でございますけれども、事故が31年3月18日でございますが、最後の治療が

終わった日付が令和2年3月9日になってございますので、その後、賠償の手続の關係の事務を行いまして、8月21日に示談書が取り交わされたという経過になってございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

このお掃除等はこれから継続して行われていかれるのかとも思うんですけども、危険の除去ですとか、再発の防止等について、十分配慮した上で、こういった掃除そのものの是非も含めて、よく検討していただければというふうに思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

石井委員もおっしゃったように、お掃除を子どもがお手伝いするということ自体、私はとても賛成しているんですけど、床のワックス剤を剥がして、ワックスをきれいにまた塗り直すというところが、いわゆる学校が想定しているような教育的な意味も含むような清掃の活動なのかというと、そこはちょっと、その枠の外から出ているのかな、というふうに思っていて、ちょっとそういうある意味、普通の清掃を超えたところを学校の先生が担っていくのか、というところも、働き方改革ですとか、そういうところも含めて、やっぱり考えていかなければならないと思いますし、そういう部分に児童がお手伝いするということについても、やっぱり考えていかなければいけないのかなというふうに、ちょっとそもそものところになりますけれども、思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

中村委員。

【中村委員】

私も、そもそもこれを子どもたちがやることなのかということは、とても疑問に思います。

それから、このワックス剥離剤のほかにも、例えばプールとかいろいろなところで、いろいろな薬剤を使っていると思うのですけれども、その辺がどうなっているのかということも、ぜひ確認して再発防止に努めてもらいたいと思います。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

今、いろいろお話がありましたけれども、事故が起こってしまったことというのは、しょうがないことかもしれないんですけども、事故が起こらないようにする、それからヒューマンエラーというものが必ずあるものだということを前提に、いろんな対策を講じていくことを、ぜひお願いしたいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

いろいろ、再発防止に向けての御意見ということではいただいていますので、また、当然再発防止策につきましては、今までもやってきているところではあると思うんですが、もう一度その辺のことも含めて確認して、点検しながら対応していきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、報告事項No. 2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

10 報告事項Ⅱ

議案第32号 慰謝料等請求事件について

箱島生涯学習推進課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第32号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時32分 閉会)